

混ぜればごみ・分ければ資源

Ecoごみの出し方を知ろう

ごみ・資源物を出すときの基本的ルール

- 収集日の日の出から朝8時30分までに出す。
- 透明・半透明のポリ袋を利用する（レジ袋などでも可）。
- 大量にごみを出す時は、数回に分けて出すか、民間の許可業者を利用する。

◆転居されてきた方へ

ごみ集積所の維持管理は、地域の皆さんにお願いして

います。利用場所・方法は、ご近所の利用者へご確認ください。

資源物（缶・瓶）の正しい出し方

- 缶・瓶の日に出すもの
- ジュースなど飲料用の缶
- のり・お菓子などの缶、缶詰めなど食品の缶
- 瓶ジュース・酒・栄養ドリンクなど飲料用の瓶、しよ油・コーヒー・調味料などの瓶

第1回住宅リフォーム

担当 建築住宅課

☎046(252)7996
☎046(252)7996
☎046(252)7996

地域経済の活性化と居住環境の向上を目的に住宅リフォーム補助制度の申請を受け付けます。申請は、1棟につき1回限りです。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分で、次の項目全てに該当すること

- 市税を滞納していない。
- 市内に本店・本社がある業者が行う工事である。
- 市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない。

◆燃えないごみの日に出すもの

- スプレー缶や一斗缶、塗料が入っていた缶など
- 化粧品・薬品用の瓶、哺乳瓶、コップや鍋のふたなどのガラス製品

◆出し方

● 中身は必ず空にして、水でゆすぐ。

- 缶と瓶は別の袋に入れる。
- アルミ缶はつぶす。
- 瓶のキャップは外す（アルミキャップは缶・瓶の日、プラスチックキャップはプラスチック製容器包装の日に出す）。

庭木の枝（剪定枝）の資源物収集にご協力を

枝類（剪定枝）は、燃えるごみではなく、資源物として無料で戸別収集して

- 着工予定の工事（着工済は対象外）である。
- 平成29年3月31日までに工事完了書類が提出できる。
- 工事費が10万円以上（税抜き）である。
- 募集件数 50件（多数抽選）
- 補助金額 5万円
- 申請書類
- 市役所4階建築住宅課で配布する補助金交付申請書（市ホームページからダウンロード可）
- 住宅リフォーム見積書の写し（施工業者の名称・

○申請書類

● 市役所4階建築住宅課で配布する補助金交付申請書（市ホームページからダウンロード可）

● 住宅リフォーム見積書の写し（施工業者の名称・

○補助金額

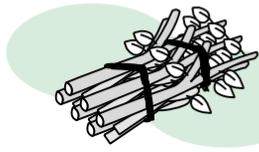
● 市役所4階建築住宅課で配布する補助金交付申請書（市ホームページからダウンロード可）

● 住宅リフォーム見積書の写し（施工業者の名称・

の写し（施工業者の名称・

して無料で戸別収集していただきます（集積所では回収しません）。事前に電話でお申し込みください。なお、太さが直径20センチメートルを超える枝は回収できないので、民間業者（有料）などへ依頼してください。

※落ち葉や下草も同時に収集できます。土や石、他のごみが混ざらないように袋へ入れてください。



◆出し方

- 長さ1メートル以内、束の直径30センチメートル以内にひもで縛る（袋不可）。

※落ち葉や下草も同時に収集できます。土や石、他のごみが混ざらないように袋へ入れてください。



5月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいつでも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～3時30分	☎046(252)8490（電話相談可）
弁護士（面談のみ）	10日夜 11日 17日夜 18日 24日夜 25日	予約制（電話可） 受付☎046(252)8218 市役所1階相談室 ※2日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は年間一人につき1回（25分以内）、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士（相続・成年後見）	12日 19日	毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分
交通事象	17日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時
司法書士（登記・相続・少額訴訟）	20日	奇数月第3金曜日午後1時30分～4時30分
不動産（取引・契約）	26日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション（近隣・管理組合）	13日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（12日まで受け付け）
市民一般	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時30分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員（近隣問題など）	10日	毎月第2火曜日午前9時～11時30分 ☎046(252)8087
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜・火曜・水曜・金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
社会福祉士（成年後見制度）	19日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分（予約制（電話可）。16日まで受け付け） 市役所5階5-3会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
障がい者就業支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時（予約制（電話可）） ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
手話通訳設置	毎週月曜日午後1時～5時と水曜・金曜日午前9時～正午	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7978 ☎046(252)7043
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
駐留軍離職者	19日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 ふれあい会館2階会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
児童	毎週月曜～金曜日午前9時～11時30分と午後1時～4時30分（電話可）	市役所5階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
母子・父子家庭	毎週月曜～金曜日午前9時30分～11時30分と午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所 ☎046(259)2164
子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時（電話のみ）	担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732

マイナンバーを利用する主な手続き

1月から社会保障・税・災害対策分野の手続きでマイナンバーの利用が開始されました。マイナンバーを利用する主な手続きは次の通りです。

手続きには、マイナンバーと本人の確認が必要になりますので、「通知カードおよび運転免許証やパスポートなどの本人確認書類」または「マイナンバーカード（個人番号カード）」をご持参ください。詳しくは、各担当へお問い合わせください。

業務	担当
①市県民税（納税管理人申立）②軽自動車税（軽自動車税減免申請）	市民税課 ①☎046(252)8833 ②☎046(252)8004
固定資産税（納税管理人申立・減免申請など）	固定資産税課 ☎046(252)8043
妊娠、低体重児の届け出	健康づくり課 ☎046(252)7225
後期高齢者医療制度（資格、給付に関する届け出など）、養育医療	医療課 ☎046(252)7213
国民健康保険に関する申請、届け出など	国保年金課 ☎046(252)7003
介護保険（要支援・要介護認定、資格、保険料、給付、その他各種負担軽減、給付に関する届け出など）	介護保険課 ☎046(252)7719
障がい者手帳、自立支援医療	障がい福祉課 ☎046(252)7132
児童手当、児童扶養手当、母子・父子家庭教育訓練給付金など	子ども育成課 ☎046(252)7201
保育所入所	保育課 ☎046(252)7202
生活保護、戦没者などの遺族に対する特別弔慰金	生活支援課 ☎046(252)7125
要保護および準要保護児童・生徒が学校健診で指示を受けた治療に係る医療費	学校教育課 ☎046(252)8739

担当 企画政策課 ☎046(252)8287 ☎046(255)3550

5月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税（第1期）▽軽自動車税（全期）
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアで納めてください。使用料などもお忘れなく。
※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
※納期限を過ぎると、督促状が発送されます。また、延滞金を納めていただく場合があります。
※毎月第2・第4土曜日午前8時30分から正午まで、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しい内容は収納課 ☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ）。